

令和5年度第2回埼玉県食の安全推進委員会 議事録

日 時：令和5年11月24日（金）10時～11時30分

場 所：Zoomによるオンライン会議

出席者：委員長 野澤 裕子 食品衛生安全局長
副委員長 坂梨 栄二 保健医療部食品安全課長
委 員 梶野 涼子 十文字学園女子大学 人間生活学部 准教授
委 員 斉藤 守弘 女子栄養大学 栄養学部 教授
委 員 堀江 正一 大妻女子大学 家政学部 教授
委 員 丸山 盛司 (一社)埼玉県畜産会 専務理事
委 員 新 武司 (株)ヤオコー 食品安全担当部長
委 員 堀井 菜摘子 (一社)埼玉県乳業協会 事務局長
委 員 大坪 晏子 合同会社フードプラス 代表
委 員 廣田 美子 さいたま市消費者団体連絡会 代表

(敬称略、順不同)

概 要：

1 開会

2 委員長挨拶

3 議事

(1) 畜産物の適正価格について (資料1)

【事務局説明 (畜産安全課)】

○畜産物の意義について

- ・畜産物、牛乳や肉、卵といったものには人間が生活を営む上で必要不可欠なたんぱく質を供給するという役割がある。大豆などにも、植物たんぱく質が含まれているが、たんぱく質の質を考えると植物性よりも動物性のたんぱく質の方がよい。
- ・人間は牧草や野草だけを食べて生活を営むのはなかなか厳しい。人間が利用していない牧草や野草を人間的に栄養価値の高いものに変換することができる、人間と食料が競合しない。
- ・餌や家畜・たい肥での循環型サイクルが成立している。家畜が出した糞尿が大地へたい肥という形で還元され、農作物が育ち、または飼料作物として飼料が生産されて食べられる。
- ・エコフィード、いわゆる食品の残渣を家畜が食べることで循環型サイクルになっている。

○埼玉県内の状況について

・農業産出額に占める畜産の割合は令和3年に米と畜産の順位が逆転し、畜産が野菜に次いで第2位となっている。全国的には畜産の産出額というのは大変多く、38.5%である。埼玉県の産出額は264億円で全国順位33位である。家畜の飼養戸数は乳用牛、肉用牛が150戸程度、豚、採卵鶏が60戸程度である。産出額と同じく飼養戸数も全国と比較すると中間位の順位にいる。

○畜産を取り巻く情勢について

・畜産物を生産するにあたり、大きなコストとなっているのが餌代である。飼料費の割合は肉牛が34%、豚が63%、乳牛が47%、採卵鶏が48%である。多少の差はあるが半分程度が餌代を占めているという状況である。餌は国産が26%で、約8割が輸入に頼っているという現状にある。（資料1・スライド4）右のグラフを見ると飼料価格が非常に高騰していることが分かる。家畜が食べる主な飼料はトウモロコシや大豆油かすが多いが、アメリカやオーストラリアといった国の作柄、円安の影響によって高騰しており、2年前の約1.5倍になっている。

・酪農、養豚、肉用牛、採卵鶏すべての畜産農家数が右肩下がりとなっている。（資料1・スライド5）グラフは全国のものだが、埼玉県でも同じ状況である。餌代が高い、後継者がいない、高齢化が進んでいる等の要因によって減少してきている。ただ、魅力ある産業で儲かるのであれば廃業は減るのではないかとも思っている。安心の確保という意味では国産の畜産物が減れば提供ができなくなってしまう。

・酪農でいえば、1戸の酪農家が9,900人の牛乳を生産している。9,900人といえば小さな村1つ分の人口にあたる。同じように養豚は1戸で1,800人分、肉用牛は1,300人分、採卵鶏は71,200人分の生産をしている。卵については大規模な生産農場があるため、このような結果になっている。

○価格転嫁の状況について（資料1・スライド6）

・1年程前のデータになるが、日本農業法人協会が正会員を対象としたアンケート調査を行った。左のグラフを見ると、55%、半分以上が価格転嫁できていない。逆にいうと45%が価格転嫁できている。卵などの直売できるところは価格転嫁できている。畜産は直売できないため、価格転嫁できていない。

・帝国データバンクが2023年7月に行った調査では、価格転嫁率が43.6%となっている。本来、100円上げたいところを43.6円しか上げられていないということで、農林水産については100円上げたいところを25.6円しか上げられていない。

○牛乳に関するアンケートについて

・県庁で11月14日に実施された県庁オープンデーで牛乳に関するアンケートを実施し、353人の方に御協力をいただいた。実施場所が県庁のため、埼玉県内でも南部に居住している方が、アンケートに答えをいただいたということになる。

・牛乳は自分のところで売ることができないので一元的に集めているところが8月に10円ほど生乳の値上げをしたため、9月以降販売価格が上がっている。そこで、値上げをしていることを知っていますかと聞いたところ、90%が知っていると言った。その90%、316人に対し、値上げの影響について質問したところ、影響なしが67.8%、購入量又は頻度が減ったと回答した方は22.2%、豆乳等、他の飲料に変えたという方が4%いた。また、その他の意見で、必要なので買う店を変えたという方がおり、安い店に流れているという意見もあった。

・乳牛の餌代は2年前の1.5倍に高騰しているが、現在の購入頻度や量を変えずに購入を続けられる価格は1リットル当たりいくらかということ的自由記載で回答いただいた。100～500円までであったが、平均225円であった。回答分布をみると、200円が86人、250円が80人、300円が34人で大半を占める。回答者が現在購入している価格を調べていないため、普段の購入価格と比べてどれくらいの差があるのかまで分析できていないが、200円～300円位が適正な価格と考えている方が多くいることが分かった。

○行政が実施している適正価格対策について

・農林水産省では適切な価格形成に関する協議会を令和5年8月から開催している。目的は、持続可能な食料供給の実現に向けて、課題の分析を行いつつ、フードチェーンの各段階でのコストを把握し、それを共有し、生産から消費に至る食料システム全体で適正取引が推進される仕組みの構築を検討するための協議の場を設けることとなっている。

・メンバーは生産者や量販店、卸売業者、消費者の方等々が入っており、飲用牛乳と豆腐・納豆の2つのワーキンググループ（以下、WG）がある。

・飲用牛乳のWGの1回目（10月20日）では、乳価交渉や牛乳価格の決定などの各段階でどのようなことになっているのかといった情報共有の場となった。その中で出た情報として紹介したいのが、エガリム法というフランスが法制化している法律である。フランスでは適切な価格形成のために法律が作られている。フランスでは日本と違い、大手のスーパーマーケットが独占するような形で9割方のフランスのマーケティングを把握、掌握している。大手の大手と農業者が適正な価格で取引を行うということがエガリム法である。

・元々、フランスでは学校給食の中で有機農産物をなるべく多く扱うにはどうしたらよいか、扱わなくてはならないのではないかと議論から話が始まっている。フランスではエガリム法ができたが、施行がまだされておらず、改正エガリム法という形で施行に向けていると聞いている。

・最初は日本でもエガリム法のような形で法制化ができないかという話があったようだが、先程申し上げた通り、フランスでは独占している企業があり、そこと交渉すればできる。日本ではそのような方法は取れないので、そのままの形でエガリム法を日本に入れることは難しいという状況にある。

・2回目（11月17日）はコスト指標を作成するために、どこまで情報開示できるかの議論を行っている。適正な価格にするためには工場やスーパーマーケット等の各段階でコストがどれくらいかかっているのか、詳らかにしないと適正な価格が分からない。そのため、各段階でコスト指標を作ろうじゃないかという動きが出てきているような状況となっている。

コストはセンシティブな情報であるため、各企業がどこまで情報開示できるのかが課題であるということ一旦、持ち帰りとなっている。

- ・ 飲用牛乳のWGは手探りの状態で確認しながら進めているため、結論までには遠いという状況となっている。

- ・ 適正な価格について、広聴広報を行うフェアプライスプロジェクトというプロジェクトが行われている。例えば、畜産の現状を知るために生産者の生の声が聞けたり、「聞いてみよう！やってみよう」ということで農林水産体験を行い、現状について学べるアニメーション等がある。

- ・ 先程から飼料価格高騰や8割方が輸入だといった説明を行っているが、このような現状を知るためのコンテンツが無料で提供されており、許諾なしに使用可能である。ぜひPRしてくださいといった形になっているので本日の資料もこちらから情報を持ってきている。

- ・ なかなか埼玉県単独では戦うことは難しい。例えば牛肉の価格を上げようとしたところで、他都道府県との産地競争や外国産との競合もある。一方で、生産コストを低減させる対策として、高騰している配合飼料に対し、埼玉県が補助金を出している。乳牛は配合飼料だけではなく、草も食べるため、輸入粗飼料についても支援を行っている。自ら飼料を作れるように、自給飼料の生産についても支援を行っている。

- ・ 卵は直売により自分で値段を付けられるため、適正価格がつけられると話をしたが、卵の自動販売機を入れるための協力が何かできないかと検討もしている。

- ・ 広報活動としては、埼玉県民の日の県庁オープンデーで牛乳価格への理解醸成のためのチラシ配布やアンケートを実施している。

- ・ 埼玉県産業労働部では価格交渉支援ツールの提供をしている。埼玉県のホームページからダウンロード可能で、資料1スライド10にあるように酪農品等1,420品目の原材料について価格はこれだけ上昇しているか分かりやすい形で表すことができる。

(委員長)

- ・ 昨年あたりから、畜産安全課を中心にいろんなことをやっており、量販店のバイヤーの方にも話を伺ったりもした。その中で、当たり前の話ではあるが、消費者の方の理解がないと値上げはできないという意見があった。例えば消費者の立場からということでもよろしいので、どういったお考えがあるかということで御意見いただければと思う。

【意見交換】

(委員)

- ・ 小売りの立場から話をさせていただく。販売価格自体は、昨年から値上がりをしている。正確なデータはないが、確実に上がっているという現状。当然、原料価格も上がってきている。先程の牛乳に関するアンケートで、平均価格225円ぐらいまでなら買うという結果だったが、この程度の価格で売っているはずで、今が高止まりというのが小売りとしての感覚である。

・一方で値上げに関しては別側面から、規制が入っており、値上げ交渉にきちんと応じるように小売業者には指導が入っている。弊社に対しても、議事録を文書で残し、口頭やメールはダメであるという話が出ている中、価格交渉の話は進んでいるところが、比較的多くなってきているという実感がある。実際に生産者の希望価格まで上がっているかと言ったらそこまで入っていないかと思う。

・事務局説明の中でコストをどこまでオープンにできるかという話があったが、事業者としては、同じ原価でどれだけ安く売るのが、同じ原価、同じ売価でどれだけ利益を取れるかは独自のノウハウになるのでこの情報は出ないだろうなというのが、率直な感想である。大まかに何%位までは出せても、それをどうやって上げるのか、下げるために、自分がしていることは難しい。そうなってきたら当然、価格競争をしてきて、それぞれの会社での経費の削減ができず、売価で勝負をしようとしたらどうしても原価、生産者の圧迫につながる会社も当然出てくる。消費者にはそこを理解していただき、価格の上昇について、多少仕方がないと思っただけでも必要かと思える。

・自分自身を消費者として考えると、ない袖は振れないとも思うため、とても難しい。高くなるのは分かるが給料が増えてないのに、というのが必ず出てくる。数年前に消費税が変わった際、食品が軽減税率の対象になるという話があったが、食品に関しては、そのようなところで買いやすい環境を作るのが大事な所なのかなと思う。

・食中毒の話にも関係してくるが、極端な話をしたら、安全性にかかるコストが事故防止にも繋がってくる。生活の基盤に関することに関しては一般の消費者の方がどうすれば買いやすくなるのかという視点を入れて動かないといけない。行政に何ができるかというのは本委員会だけではなんとも言えない。

・小売りも生産者の意見を聞いて努力はしている。しかし、現実問題として価格を上げすぎると、当然売れなくなる。どこかが抜けがけして、取引先に迷惑をかけて原価を抑えて安く売ったらそこにお客様が流れるということがあるということは御理解いただけたらと思う。

→（委員長）貴重なご意見ありがとうございました。本当に難しい問題で、そもそも社会構造を変えなくてはいけないのではないかと思う。当面の対策として何かできることがあればなと思っています。

私から質問だが、委員が仰っていた消費者が買いやすくするためにどうすればよいかという話だけれども、例えばその価格をお店で上げたとして、その設定が消費者にとって、買いやすい価格であるかどうかという考えであるのか。

→（委員）価格を上げて、売り上げよりも、販売個数がどう変わるかという問題である。今、小売りが順調だと一般では言われているが、価格が上がって、売り上げが伸びているだけで、価格が1割上がっても売り上げが95%だったら、当然売り上げは伸びる。実際のところ、95%売れているのであれば、それは消費者の方からしたらこの価格は適切だとみなされているという現れと捉えることもできる。会社として売り上げにはなっているが、バランスをとってお客様が適正だと思う

価格なのか、実際に価格を上げての反応を見ながら適正な価格にしている。ここでいう適正な価格というのはお客様が買っていただける価格となります。

(委員)

- ・消費者の立場から感じるのは食品全般の価格がとも上がっていることかと思う。現在、時限立法により、電気代やガス代が限定的に抑えられているが、それらも今後上がっていくと消費者としては家計の引き締めに入るのかと思う。消費者も、より安いものを買求める人と少々高くても安全性を求める人の2極化しているのかなと感じる。
- ・生産者の再生産可能な金額を募集しながら消費者が満足して買えるかというところだが、なかなか日本は農業に対して厳しい環境にあるのかと思う。ヨーロッパでは国からかなり補助金が出ている。生産者の生産体制を整えるという意味では、国からの補助金を回しつつ、消費者にどういった形で生産コストがかかっているか、伝えられるといいかと思う。
- ・安全性を気にする消費者だと、少々高くても、あそこのお店で安全なものを買いたいと思う。先程、委員が仰ったように、生産者に迷惑かけず、1円でも安いものが売っているところに殺到して買うこともあるのかと思うので、適正価格と言われても消費者としてはなかなか難しいと思っているところ。

(委員)

- ・酪農乳業関係では、今回事務局が話したように配合飼料等が高くなっていることも理由としてあったが、それ以前から、最初は生乳を増やすために頭数を数年前から増やし、増やしたら今度はコロナになり、需要がなくなりということで、需要と供給が大変アンバランスになってしまった。そこは乳業界も関係あり、生乳が余分に出てきた分、牛乳に回せなくなったものは脱脂粉乳とバターを作るということで、ここ数年は脱脂粉乳の在庫が増えており、バターの需要は比較的あるという状況になり、酪農家、乳業加工業者は国の補助金で脱脂粉乳の処分を進めていくことに取り組んでいる。
- ・また、酪農家は生産量も自主的に減らすこともしなくてはならないということで、長年酪農家は非常に苦しめられていると感じる。
- ・価格を上げて酪農家に貢献するにしても、やはり価格が上がりすぎて消費が落ちては元も子もないため、価格帯にもよるが、価格を上げることには限界があるのではないかなと思う。やはり、酪農を続けられるよう、国などの制度ができたらと考えている。むしろ、消費者の方に理解していただき、多少高くても買っていただけるような環境を整えていけたらと考えている。

(委員)

- ・生産者に近い立場ということで発言をさせていただく。現在、各畜産農家の数が、日本全体で減っており、埼玉県の場合、養豚や養鶏は60戸台になっており、各市町村に1戸ないくらいである。

・畜産農家の経営の高度化、畜産物の生産の低コスト化を進めており、酪農はヨーロッパ並みにレベルも上がり、これ以上の経営の低コスト化が厳しいという現実がある。

・ロボット等の導入も始まっており、酪農であれば搾乳ロボット等を使い、何百頭何千頭と搾乳できるメガファームが出てきている。埼玉県にはないが那須や北海道にはある。現在、牛乳が余っているのは、そういった理由もある。卵については現在、不足しているが、一時期は過剰であった。そういった需給の難しさ、生産量の調整の難しさがあり、このような問題が出てきているのかなと感じる。

・また、今回の場合はよいが、酪農は価格転嫁の議論に乗りやすい面がある。生産者、乳業工場、小売りという限られた関係者で数が少ない。肉はと畜で競りにかけ、その価格を基に販売される。生産費を下回った場合は補填されるという制度になっている。様々なものが流通に乗っている中、そんな状況があつて課題があるということをし申し上げさせていただいた。

→（委員長）関係団体から現場の状況を含め、お話しいただいた。一般の消費者としても課せられることでもあつたように思う。

（委員）

・畜産物の適正価格ということだが、乳牛をやっている方でも、豚肉や鶏肉は買われるわけで消費者の一部である。今、話しているのは、生産者を抜きにしての話だが、色々な生産者、消費者、或いは販売者を交えながら話をしていかななくては成り立たないと思う。行政が適正な価格というどうしても消費者目線の方に優位に立ちがちではないかと思うが、実際問題、酪農家が1年間色々なものを生産しながら、コストを考えてという場合に酪農家が考えている適正価格はどのくらいなのか出してもらい、その価格と消費者にどれくらいのギャップがあるのか、議論していく機会を行政で持っていれば、より生産者サイドの意見と消費者側が自分たちの給与は上がってないが牛乳だけなぜ、こんなに高くなるかという話が緩和されていくのではないかと思った。

・先程、牛乳が非常にだぶついているので、バターの方に転換をしようという話があつた。バターを作っていくと、脱脂粉乳が余ってしまうことは承知していたが、今聞いた話だと、処分するというので、SDGsに逆行するのではないか。処分といっても、廃棄するのではないかと思うが、消費者が使うバターはだぶついても、ケーキ等の販売者の中では、バターは不足していると報道でも聞く。生産者はボランティアでやっているわけじゃないので、生産者が求める価格と消費者側が求める価格、販売者が求める価格のすり合わせを行政の方でやっていただければありがたいことではないかなと考えている。

→（委員）先程、処分と言ってしまったが、実際は余っている脱脂粉乳を基金等から出た拠出金を使い、飼料にまわしたり、海外に輸出したりしている。使い道を変えていこうという意図で処分という言い方は間違っていた。

→（委員長）ありがとうございます。消費者も流通業者や生産者といった方たちが一緒に話し合うことはまさにリスクコミュニケーションだと感じた。

(委員)

・適正価格の話から逸脱するかと思うが、約10年の間に酪農も養豚も畜産家がおおよそ3分の1減少している。これは単純に、適正価格が得られていない面もあるかと思う。後継者がいないことや設備が古く、大手に吸収されることがあると思う。酪農を含め、畜産を営んでいくための適正価格が得られないから、畜産農家をやっていけないのであれば、やはり適正な価格ではない。要するに、諸外国から輸入されているものの、コストが安い。国内自給率が今37~38%なので、安いということだけに走ってしまうと酪農家、畜産の方がどんどん減ってしまい、日本の農業が心配になる。

(委員)

・やはり価格を上げられると困るっていう消費者の方もいらっしゃるし、日本の農業がこのように進んでいくことに危機感を持った消費者の方もいらっしゃると思う。例えば、フェアトレード等で少し価格が高くても、わざとそれを選んで購入するという方もいらっしゃる。農家さんに還元するために、理解のある方にちょっとプラスで、ちょっと価格が高くても購入してくださいというようなマークができないのかなと思った。

・2つ目に食育の中に、こういったことを取り入れ、小学校のうちから、そういう観点を意識づけする。例えば埼玉県ではエスカレーターの上側も歩かずに止まりましょうという条例が制定された。意外と小学生の子供から注意されるので、子供のうちの教育も進めていただけたらなというふうに思った。

→(委員長)ありがとうございます。他の委員からもあったが、本当に現場の状況をなかなか知らないっていうのが大きいというのを皆さんの御意見を聞いていて思った。

(委員)

・今日は、価格転嫁ということで日本全体としての議論だったと思うが、先程申したように、埼玉県の畜産ということになると数が少ない一方、消費者の近くに生産者がいるので、今までも議論をされているが、できるだけ埼玉県の卵を直接農場から買うとか、埼玉県産の牛乳を飲んでいただくとか、埼玉県のブランド牛肉や豚肉をできるだけ買っていただきたい。首都圏の畜産は、規模拡大の制約があり、どうしても北海道や那須高原、赤城高原の経営よりも小規模で生産的には厳しい。ぜひ、消費者の方が応援団になっていただくことが埼玉県の畜産振興には重要だと思うので、御協力をいただきたいと思う。

(委員長)

・なかなか結論が出ることではないということは皆さん重々承知だと思うが、できることからやっていければと考えているので、御意見を反映させていただきたい。

(委員)

・先程話があったが、例えば市町村関係、或いは学校給食関係について、地産地消を謳うような働きかけを、積極的にやってもらうようなシステムをもっと充実していくことで、埼玉県内の様々なものの消費、拡大していくという方法をぜひとっていただければと思っている。

→（委員長）色々な御意見をいただき、ありがとうございます。農林部としても地産地消に取り組んでいるが、給食は市町村単位のため、話が難しい。これまでも働きかけを行ってきたが、引き続き行っていきたいと考えている。

（２）その他報告事項

①県内で販売された弁当による食中毒について（資料２）

【事務局説明（食品安全課）】

・埼玉県食品安全課では、公表という要件に関し、埼玉県における食品衛生法等の違反に関する公表要領を作成しており、必要な情報を公表している。本要領の中では、報道発表をするか否か、ホームページによる公表なのかという公表手段、また、どのような内容が公表の対象になるのかなどを規定している。

・今回の八戸市の施設が製造した弁当による食中毒が、疑われるという段階で探知した事例について紹介する。具体的に事例が発生したのは、９月18日（月・祝日）で関係者から食中毒が疑われる事例が起こっているとの一報が県に入った。県内の患者の発生状況、疑われる食品、食品の種類、消費期限、製造されている場所、流通している経路等、一部の情報ではあるが、18日のうちに入手した。この日のうちに保健医療部を超えた幹部に報告を入れている。

・翌日の火曜日時点で、患者が多くいることが分かり、行政が今行わなければならないことについて、課内で検討した。

・食中毒が疑われる事件が発生しているということは、当該弁当の喫食をさせない措置をしなければならない。当時は期限が切れている商品ではないかとの情報もあったが、不確定であり、期限切れであったとしても、保管状況によってはこれから喫食する方もいることが考えられた。また、体調不良者へこのような当該品が流通しているといったような情報提供をしなければならない。喫食することで重篤化することや体調不良者が病院を受診するよう促すことができるといった要素が考えられたため、19日の時点で報道発表を決定した。

・資料２が報道発表資料であり、本件の概要である。

①青森県内の施設で16日に県内で発売され、一部の喫食者が体調不良を訴えている

②対象の食品一覧

③原因は今、調査中である

④当該商品の期限はすでに切れているかもしれないが、当該弁当を購入しお持ちの方は決して食べないようにしてほしい

⑤喫食して体調が不良な方は、保健所に相談するようにしてほしい

・報道発表後、各報道機関からも連絡があり、内容を伝えた。

・公表要領による公表の対象とするものには、食中毒を起こした施設に対する行政処分、営業停止処分を行ったという内容や食品表示法違反による健康保護を図るために、必要な指示命令をしたなど、行政処分を取ったものに関して規定されている部分がある。しかし、それ以外の項目として、県民の健康被害防止の観点で、事業者や県民に注意喚起が必要なものは公表しようと規定を定めたため、これに該当するとして、対応を行った。

・県内に原因となっている施設がなく、また、原因となっている物質自体もわかっていない、疑われているだけの状況で公表することは、場合によっては不必要な不安を煽るようにも考えられるが、今回は弁当が非常に疑われていたことから、公表に至ったという経緯である。

・埼玉県は19日の報道発表以降は、県独自での公表はしていない。20日以降は八戸市保健所から各自治体へ、患者の調査依頼が来ていたため、さいたま市、川越市、川口市、越谷市を含めた埼玉県内の患者数を県が取りまとめ、八戸市保健所へ報告し、八戸市保健所が報道発表を実施している。

・八戸市保健所は製造施設の衛生状況の改善が認められたということで、11月4日に営業禁止の処分を解除し、営業が再開されている。

(副委員長)

・今回の事例の中で、御協力いただいた事業者が参加されているので、販売店側として、その時の消費者からの問い合わせや行政から調査依頼等様々な影響についてお話しいただければと思う。

【意見交換】

(委員)

・最初の申し出があったのは9月16日夕方頃に商品が傷んでいるという話であった。その後、何件か同様の報告が入り、16日の20時半頃には、社として17日は販売しないと判断した。

・今回は仕入れ担当バイヤー、管轄部門の部長、食品安全の責任者の3名で話し合い、フットワーク軽く、動くことができたが、社として体制をより良いものに見直さなくてはいけないという反省がある。

・今回の弁当に関しては、いわゆるNB（ナショナルブランド）のため、小売りが製造に関わっているわけではない。NB商品はメーカーに任せており、仕入れて販売するだけというのが、小売りの現状である。

・PB（プライベートブランド）であれば、工場に伺い、その他諸々の管理状況の確認等をしているが、NBで事故が起こった際に、小売り側がどこまですべきかということは、現在でも明確にどうあるべきか答えが出ていない。

・駅弁についてはリスクが高い商品ということでNBであってもPB並みに管理が必要で、メーカーからPBと同じ形で管理状況等を報告いただき、個別に判断していこうとスタートしたところである。一方、弊社の場合、店内で作っている商品が多いため、同じ弁当として

店内で作っている商品は大丈夫なのかという話が非常に強く言われている。今も見直しを行っている。抜き打ちで一部商品に検査をかけたが問題はなかった。

・HACCPが制度化されて3年経ち、県の皆様は十分に御指導いただいていると思うが、一部の自治体ではHACCPを進めたものの中身の有効性、妥当性の検証が進んでいないという面があると感じる。業者を選定する際に、どのようなやり取りをしていくのか、他の小売り事業者では中間業者の連絡先しか知らず、製造所のことは分からないという現状もある。HACCP制度化を基にそれぞれの事業者の責任において、安全なものを作ることがさらに大切になっていく。

②環境に優しい農業の推進について（資料3）

【事務局説明（農産物安全課）】

・埼玉県では持続可能な農業の振興のために、以前から環境に優しい農業の推進に取り組んでいる。近年の新しい動きとして、令和3年5月に国で、持続可能な食料システムの構築に向けたみどりの食料システム戦略を策定した。これに伴い、令和4年7月に関連する法律も施行され、埼玉県でも埼玉県環境負荷低減事業活動促進基本計画を令和5年3月末に策定した。

○推進策1：環境保全型農業の振興

・環境保全型農業としては、有機農業のような化学農薬、化学合成農薬を使わない栽培や、慣行栽培よりも肥料の使用量や農薬の使用回数を半分以上減らす栽培である特別栽培などがある。

・埼玉県特別栽培農産物認証制度については平成10年度より取組を始めており、特別栽培を行った農産物の認証を行っている。認証を受けた農産物については資料3右側にあるようなコバトンのマークをつけて販売することができる。品目として最も多く取り組まれているのが米で、全体の7割近くを占めている。農協の直売所や宅配等で見かける機会もあるかと思う。米以外でも、野菜などでも取り組まれている。

・今年度から新たに始めた制度が環境負荷低減事業活動実施計画の認定（通称：みどり認定）である。冒頭で説明したとおり、国でみどりの食料システム戦略を立てたことに伴い、埼玉県でも基本計画を策定した。

・環境負荷低減に繋がる活動としては、有機農業などの化学肥料や化学合成農薬を削減して栽培する取組、さらに温室効果ガスの削減に繋がるような取組を定め、これらに取り組む農林漁業者を埼玉県が認定するというのを始めた。今月、県の第1号となる認定も行われ、今後、農業者への周知を進め、取組を増やしていきたい。

・オーガニックビレッジの創出の支援については、国がみどりの食料システム戦略を進めるための取組として交付金を準備している。県では交付金を活用し、地域ぐるみで有機農業に取り組む産地の育成支援を始めている。昨年度、今年度と小川町の協議会に対して、交付金を活用した取組を支援しているところである。小川町では町と生産者、さらに消費者グループなど、まちぐるみで色々な分野の方々が連携して、産地づくりを進めているところである。

・昨年度はこの交付金を活用し、今後5年間のまちぐるみの有機農業の推進計画を定めた小川町有機農業実施計画を策定している。町としても、今年の5月にオーガニックビレッジ宣言をしている。オーガニックビレッジ宣言は農水省が全国的に取り組んでいるものである。有機農業を生産から消費まで一貫して、農業者だけでなく、事業者や住民を巻き込んで取り組む市町村を、オーガニックビレッジとして、推進している。小川町の取組が、埼玉県としては第1号となっている。こうした優良事例を、その他の地区の皆さんにも発信し、取組を推進していきたい。

○推進策2：S-GAPの普及

・本委員会で昨年度から議論いただき、現在改訂版の規範を作るべく、準備を進めているところである。

・S-GAPについては、埼玉県のGAPという意味で、GAP自体は良い農業のやり方という意味となる。食品安全、環境保全、労働安全を確保するために、肥料や農薬の適正な使用や作業場の安全確保、農産物の衛生管理等を実践して適切な農業を行うことであるが、そこにも環境保全が関わっており、例えば堆肥などの有機質資材や緑肥を活用していく、土壌診断に基づいて、やり過ぎない適切な施肥をする等の取組もS-GAPの取組には網羅されている。

・S-GAPを進めることで、経営改善だけではなく、環境保全にも繋がっていくようなものになっている。

・これまで、埼玉県で800件を超える農業者の方が取り組んでおり、浸透してきていると考えている。取組を通して、環境保全の必要性についても、農業者の方々の理解を深めていきたい。

・以上、御説明させていただいたが、こうした環境に優しい農業の取組を進めるためには、消費者や実需者の皆さんに取組の意義を理解していただき、環境に優しい農業で作られた農産物を応援していただくことが重要であると考えているので、こうした機会を通じ、引き続き情報提供等させていただきたい。

(委員長)

・予定の時間になって参りましたので、これを待って今日の議題はすべて終了とさせていただきます。長時間にわたり、御審議いただき、ありがとうございました。